

お客様各位

山梨県民信用組合

楽天団体信用生命保険の保障内容変更について

山梨県民信用組合は、2023年6月より楽天生命保険株式会社と業務提携し、同社提供の団体信用生命保険の取扱いを開始しています。本商品は、住宅ローンをはじめとした個人ローン利用者がご加入できる団体信用生命保険で、ローンご利用期間中の保障により、お客さまが安心してローンをご利用できるサービスを提供しています。

2024年6月1日より、さらに保障内容を充実させるため、下記のとおり「[重度がん保険金前払特約](#)」の追加、「[就業不能保障特約](#)」の改定をいたしました。また、これに伴うお客さまの追加負担およびお客さまによるお手続きはございません。今後も当組合は、地域の皆さまがご利用しやすい金融サービスの拡充を図ってまいります。

記

■取扱い開始日：令和6年6月1日

■改定の対象者：楽天団体信用生命保険の新規および既加入者

■改定内容

①「[重度がん保険金前払特約](#)」の追加

保障開始日以後に所定のがんに罹患したと医師によって診断確定され、次のいずれかに該当すると判断されたとき保険金をお支払いします。

- ・治療をすべて受けたが、効果がなかった
- ・被保険者の身体状況ではいかなる治療も受けられる見込みがない
- ・効果が期待できる治療がない

②「[就業不能保障特約※1](#)」の改定

現行お支払い要件	改定後お支払い要件
支払基準日において、保障開始日以後に生じた傷害または疾病を原因とする所定の就業不能状態が15日をこえて継続していると医師によって診断されたとき	保障開始日以後に生じた傷害または疾病を原因とする所定の就業不能状態が月の初日から末日までの期間で、15日をこえて継続※2していると医師によって診断されたとき

※1 精神障害、妊娠・分婏・産じょく等、一部保障の対象とならない病気等があります。詳しくは契約概要及び注意喚起情報をご覧ください。

※2 月をまたいで所定の就業不能状態が15日をこえて継続している場合でも就業不能給付金をお支払いします。ただし、またぐ月のうち最初の月ですでに就業不能給付金の支払事由に該当し、就業不能給付金をお支払いしている場合には、お支払いできません。

なお、本件に関するご相談は、当組合本店、各営業店及び融資相談窓口でお受けしております。また、本件に関する苦情相談につきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■フリーダイヤル

山梨県民信用組合 融資相談窓口

 0120-305-338

■受付時間

平日：9:00～17:15（祝日を除く）

以上